

拠点形成概要及び採択理由

機 関 名	早稲田大学	
拠点のプログラム名称	成熟市民社会型企業法制の創造 －企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦－	
中核となる専攻等名	法学研究科民事法学専攻	
事業推進担当者	(拠点リーダー) 上村 達男 教授	外25名
<p>〔拠点形成の目的〕</p> <p>★本拠点は21世紀COEの問題意識をさらに発展・深化させ、より高次の目標、すなわち、<b>成熟市民社会の構築と一体の企業法制の再構築</b>を目指し、<b>日本の新しい法律学創造のための研究活動</b>を行っていく。日本の喫緊の課題につき、制度の基本構造に遡って歴史的・哲学的に掘り下げた研究を行い、それを踏まえてあるべき姿を探究するという、目的を高く掲げた計画となっている、との21世紀COE採択時の評価は、中間評価によって、その後その目標が着実に実施されているとされ、さらにこうした方向での研究の推進が強く期待されたところである。こうした評価を受けて、さらに目標を高く掲げ、そのための研究を力強く推進していく。この目標は市民社会の再構築という<b>日本の国家的課題を担う</b>ものでもある。★ローマ法以来の歴史のある欧米の法制度が担う企業法制の真の姿を、制定法の表面的な姿にとらわれずに確実に理解し、欧米が経験に頼っている部分を理論化し、扱いを誤ると大きな厄災の原因ともなる資本市場と一体の株式会社制度のありかたについて、本格的な理論モデルを構築する。この分野で日本の<b>経験の不足を知性と論理によって克服</b>し、欧米モデルの弱点をも認識し、同様の問題を抱えるアジア諸国の国益に適う貢献を行う。こうした視点こそ<b>世界最高水準の学問研究</b>と考える。★従来横断的研究がほとんど行われてこなかった法律学の分野で、あらゆる法分野が、企業と市場と市民社会の三つのキーワードを共有して様々な組み合わせによる横断的研究を引き続き推進する。★第一期の研究成果を踏まえて、喫緊の課題となっている様々な課題に関して、真に独立性の高い<b>オピニオンリーダーたりうる総合研究所</b>としての地位を確固たるものとしていく。また、消費者と生活者の視点に立った制度のあり方を検討中の国民生活審議会の議論を、日本の市民社会の再構築と把握して、そうした視点に立った先端理論の提示を行っていく。★中間報告でも特に高い評価を受けた<b>知財のアジア英文判例データベース</b>は世界に貢献する早稲田大学の誇りであり、これをさらに強力に推進・実施していく。★商学研究科の経営、会計、監査等の専門家との研究交流を活性化させ、法律学と関係する具体的な研究成果を追求する。</p> <p>〔拠点形成計画の概要〕</p> <p>★第二期の研究体制は、第一期の研究成果を踏まえて、基礎理論研究の重要性を依然として高く評価しつつも、より<b>目的集約型、具体的成果追求型</b>の色彩を濃くしていく。そのために、総合研究所の全体企画と企業法制・資本市場法制企画の関係を明確化するために、「<b>企業法制・金融資本市場法制研究センター</b>」を拠点の中核として位置づけ、その活動を強化する。このセンターの下に、従来の法学分野別の企画を<b>問題意識ごと</b>に再編し、各法律分野間の横断的研究を積極的に後押しする。こうした問題意識としては、①基礎的概念(所有と公共空間、自由、個、市民、社会規範、歴史と思想…)②憲法秩序(法人の人権、私人間効力と企業、所有権、財産権…)③商的色彩と民事法(法人法と会社法、商行為法と取引法、財団、企業・市場・消費者・金融商品・環境と民法)④制裁と紛争解決(法人と刑事罰、制裁の多様性、ADR…)⑤企業観と労働(労働法と企業概念、会社法と労働概念、事業再編と労働、投資ファンドと労働…)⑥市場の法(金融商品取引法、金融法、独禁法…)⑦会社法解釈論の創造、立法提言、CSR、国民生活と企業⑧アジア企業法制・資本市場法制、を当面想定している。これに加えてその活動に対する評価が特に高い「<b>知的財産法制研究センター</b>」を存続させ、新たに経営・経済・会計・監査等と法制との関係を研究する「<b>企業システム・企業法制研究センター</b>」を設置する。新たにこの三センター体制で研究活動の一層の強化を図っていく。★引き続き、各研究企画の日常的な多数の研究會活動を実施し、多角的にグローバルに展開される多数の国際シンポジウム、国際セミナー等を実施していく。21世紀COEの非常に活発な研究活動をさらに活性化させていく。また、時事的な喫緊の課題に応えるシンクタンク機能(見解の公表、緊急シンポジウムの開催等々)を重視し、独立性の高いシンクタンクとしての特色を最大に発揮していく。★NIRA、内閣府、中国国家機関(全人代法制工作委員会他)、日本取締役協会、東証、知的財産研究所、アジア諸国の最高司法機関、RIETI、London Business School、Oxford大学等との日常的な研究交流を継続すると共に、さらに連携する国際機関の範囲を拡げ、<b>日本を代表するシンクタンクとしての役割</b>を世界に発信していく。日本の法学情報の英文による情報発信を行っていく。★こうした活動を支えるために専任の研究員を数名雇用する等の、人的物的体制を整備充実する。★日本の企業法制にとって現に具体的な課題となっている先端的な問題、例えば、横断的・包括的資本市場法制の具体化と金融・資本市場改革、資本市場と一体の公開会社法制の実現、早稲田版企業買収ルール<sup>1</sup>の提言と具体化、労働法と企業法制の融合と連携、民法と会社法の組み替え論の提言(商法総則・商行為法の民法化、民法の法人規定の会社法化等)、中国・韓国等アジア諸国における企業法制改革への具体的貢献、資本市場に立ち向かう会計・監査論の新たな展開、経営・経済学と企業法学との根底からの学問交流、20世紀を通じた時系列データ、企業統治の横断的データを基礎とした法と経済の国際比較分析、等々の課題に対して、<b>つねに最先端の問題意識</b>をもって責任のある発言と<b>具体案作り</b>のために努力し継続する。</p>		

機 関 名	早稲田大学
拠点のプログラム名称	成熟市民社会型企業法制の創造 －企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦－
<p>〔採択理由〕</p> <p>大学全体の明確な将来構想の下に、21世紀COEプログラム「企業社会の変容と法システムの創造」の教育研究拠点でこれまで挙げてきた実績を更に発展・深化させ、より高次の目標である成熟市民社会の構築と、これと一体の企業法制の再構築という新しい法律学の創造を目指す計画であり、優れたプログラムとして評価できる。</p> <p>人材育成面においては、若手研究者に対する研究支援の仕組みを整えるとともに、若手研究者の法的総合力と創造性を培うカリキュラムや指導体制が計画されており、高く評価できる。</p> <p>研究活動面においては、「企業社会の変容と法システムの創造」の教育研究拠点で挙げてきた質の高い実績及び事業推進担当者の活発な研究活動から、日本発の企業法制の創造という高次の目標に向けた研究成果が期待できる。</p> <p>ただし、「成熟市民社会型企業法制の創造」という鍵概念が抽象的かつ不明確であり、人材育成面においても研究活動面においても焦点が拡散しないような具体的工夫が求められる。</p>	